

政策評価について

平成 2 3 年 9 月

農林水産省

目次

	(頁)
1. 政策評価制度の概要	
1-1. 政策評価とは	3
1-2. 政策評価の仕組み	4
1-3. 政策評価の方式等	5
1-4. 政策評価の拡充・強化を巡る動き	7
2. 農林水産省の政策評価	
2-1. 政策評価の対象と方法	10
2-2. 学識経験を有する者の知見の活用	13
2-3. 24年度予算概算要求と併せて公表する評価について	15

1. 政策評価制度等について

1-1. 政策評価とは

政策評価制度の根拠

- 行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号）

政策評価の目的

- 効率的で質の高い行政、成果重視の行政の推進
- 国民に対する行政の説明責任の徹底

（法第1条、政策評価に関する基本方針（閣議決定））

政策評価の在り方

- 行政機関は、その所掌に係る政策について、適時に、その政策効果を把握し、これを基礎として、必要性、効率性又は有効性の観点等から自ら評価し、その評価の結果を当該政策に適切に反映しなければならない。（法第3条）

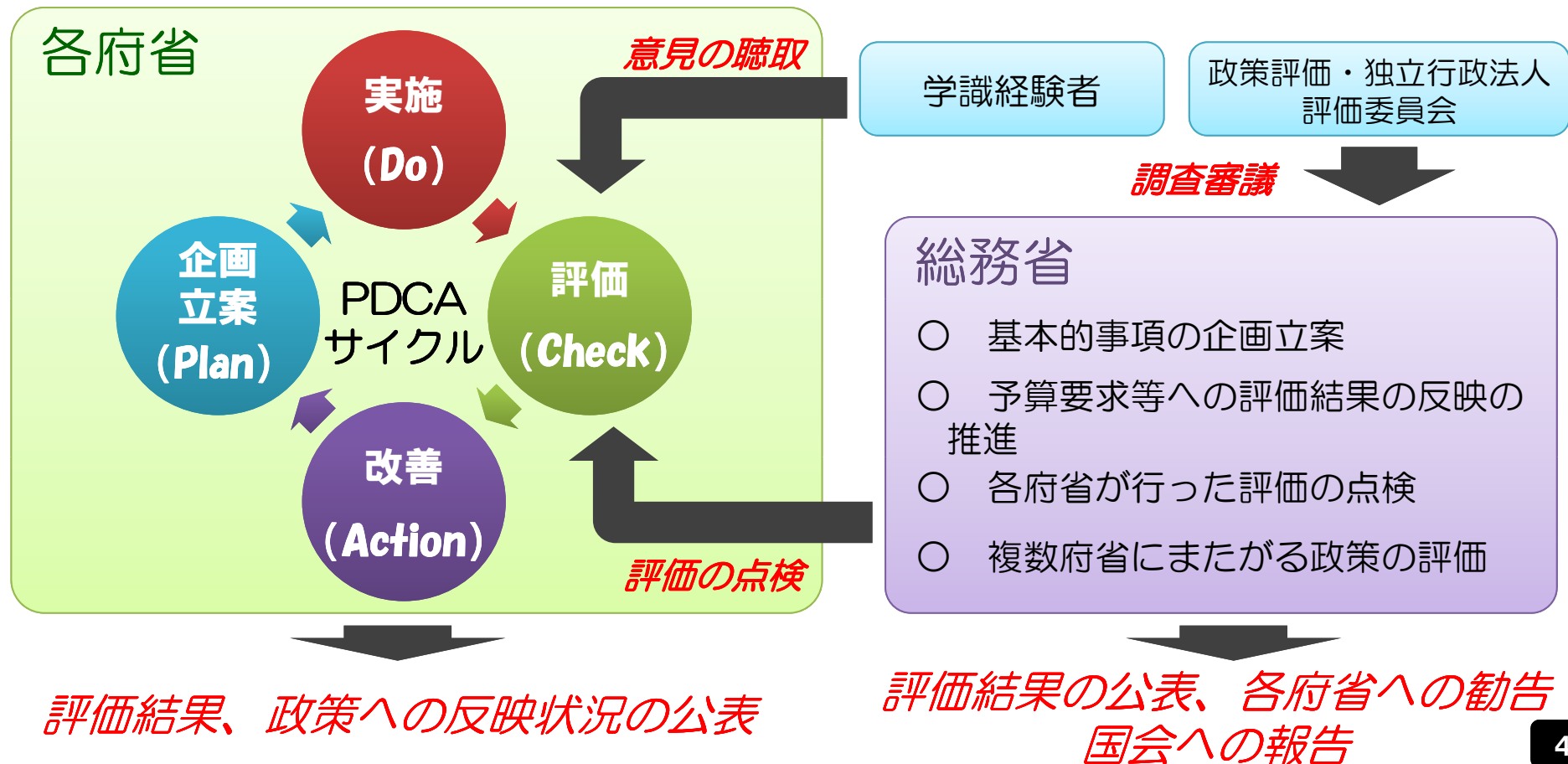
- 政策の企画立案や政策に基づく活動を的確に行うための重要な情報を提供。

（政策評価に関する基本方針（閣議決定））

- 行政機関の長は、政策評価を計画的かつ着実に実施するため、基本計画（3～5年間）、実施計画（毎年）を策定。（法第6条及び第7条）

1-2. 政策評価の仕組み

- 各府省は、自らの政策を評価するが、客観的かつ厳格な実施を確保するため、学識経験を有する者の知見の活用を図る必要。
- 総務省は、各行政機関とは異なる評価専担組織として、各府省が行う評価の点検等を実施。



1-3. 政策評価の方式等

評価の時期

- 評価時期により、政策決定前に行う「事前評価」と政策決定後に行う「事後評価」に分類。

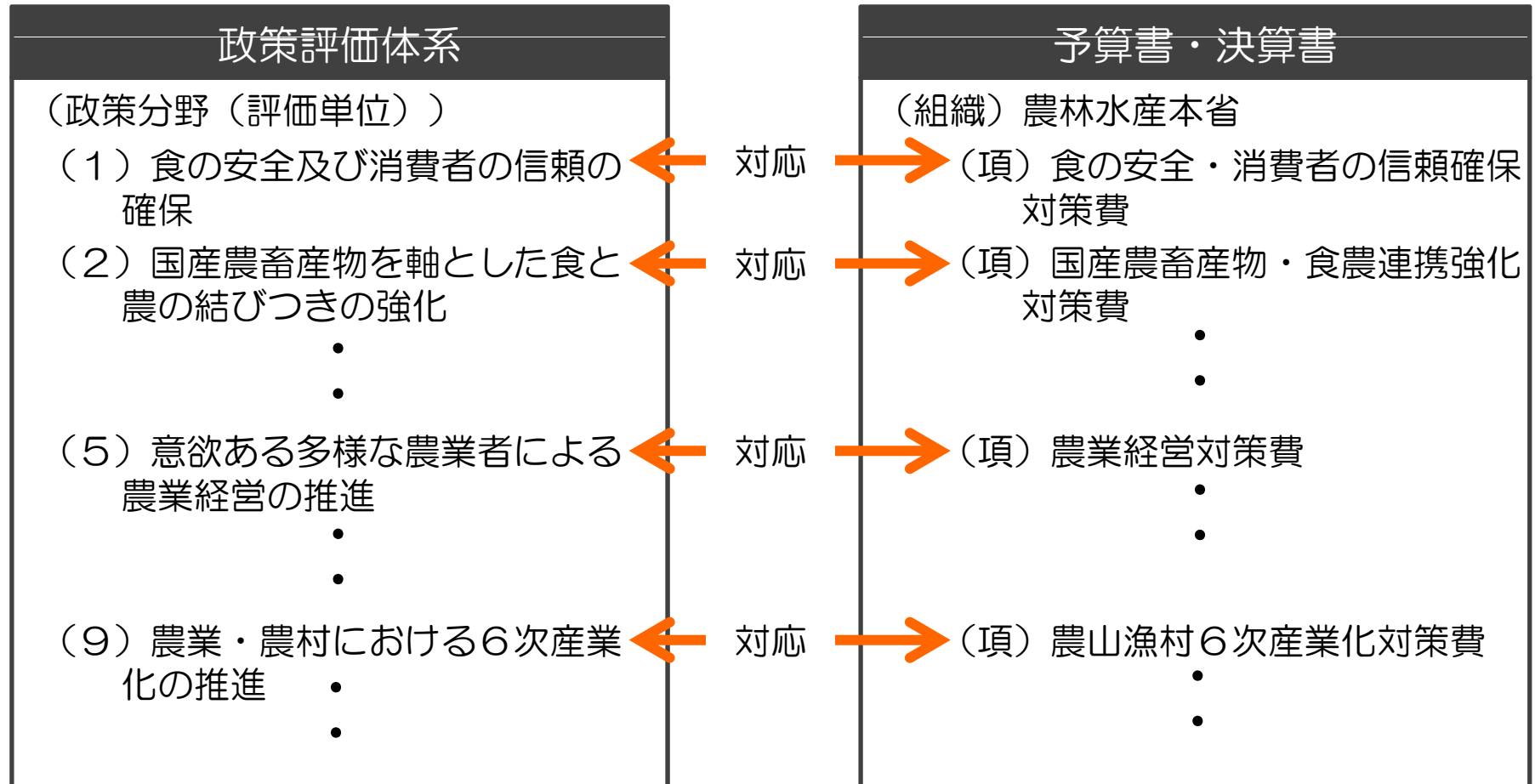
評価の代表的な方式

- 評価方式として、①実績評価方式、②事業評価方式、③総合評価方式があり、政策の特性に応じ適切な方式を選択。

評価方式	対象	時点	目的	方法
実績評価	主要な一般政策等	主に事後	政策等の不断の見直しや改善に資するため	予め目標を設定し、達成度合を定期的に評価
事業評価	個々の事務事業が中心	事前 事後	事務事業の採否、選択等に資するため	政策効果や要する費用等を推計・測定し評価
総合評価	時々の重要課題等（特定のテーマ）	主に事後	問題点等を把握し、原因を総合的に分析するため	政策効果の発現状況を様々な角度から掘り下げ評価


政策評価と予算・決算との連携

- 政策評価と予算・決算との連携を強化するため、平成20年度予算から、政策評価の単位（政策評価体系）と予算書・決算書の単位（項、事項）は、基本的に一致。



1-4. 政策評価の拡充・強化を巡る動き

- 21年10月23日 「予算編成等の在り方の改革について」（閣議決定）
－ 最優先すべき政策について、国民に対する成果を目標として定め、達成度を評価する「政策達成目標明示制度」を導入
- 11月13日 「「政策評価、行政評価・監視」に対する事業仕分け」（行政刷新会議）
－ 「抜本的な機能強化」との結果
- 12月30日 「新成長戦略（基本方針）について」（閣議決定）
－ 成長戦略実行計画を策定し、各政策の達成状況を「政策達成目標明示制度」に基づき評価・検証
- 22年 4月13日 「行政評価等プログラム」（総務省）
－ 成果に着目した目標設定の推進
－ 事前評価の拡充（租税特別措置等）
－ 情報公開の徹底を通じた各府省の説明責任の向上
- 5月25日 「政策評価法施行令」「政策評価に関する基本方針」改正（閣議決定）
－ 租税特別措置等に係る政策評価の義務付け
－ 政策評価に関する情報公開の徹底

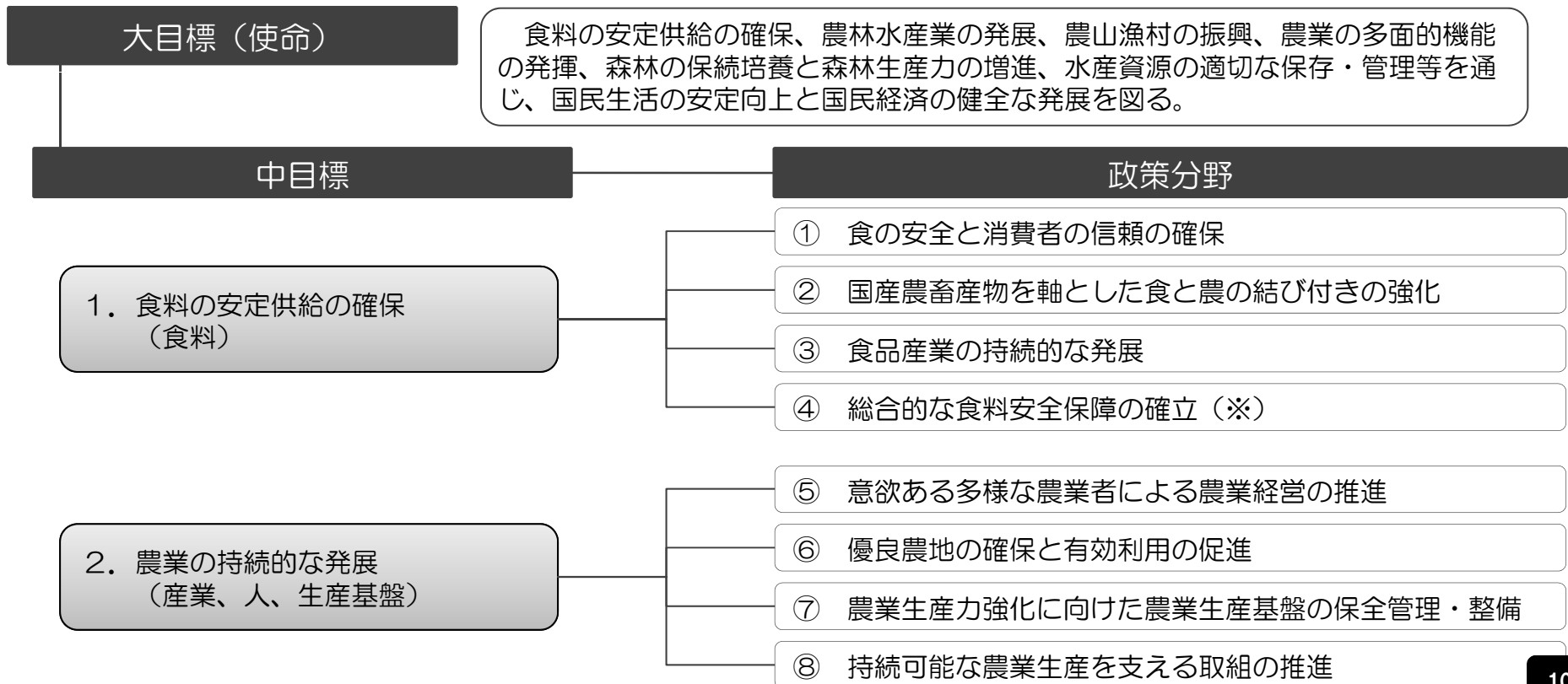
- 
- 6月18日 「「新成長戦略」について」（閣議決定）
- － 「戦略」の各施策について、PDCAサイクルに立脚した進捗管理を徹底
- 9月30日 「平成22年における「国丸ごと仕分け」（行政事業レビュー）の取組と今後の課題」（行政刷新会議決定）
- － 来年の行政事業レビューの本格実施までに、政策評価との役割分担や連携の在り方等について結論を得る
- 11月18日 「事業仕分け 特別セッション」（行政刷新会議）
- － 既存のチェック機関（総務省、会計検査院、財務省等）の機能の整理、強化が必要
 - また、チェック機関同士の役割分担・連携が重要
- 23年4月27日 「平成23年度における政策評価の実施について」（総務省行政評価局長通知）
- － 政策評価の実施に当たっては、震災対応に支障が生じないように、適切に対応
 - － 目標管理型の政策評価の改善方策に係る試行的取組を実施

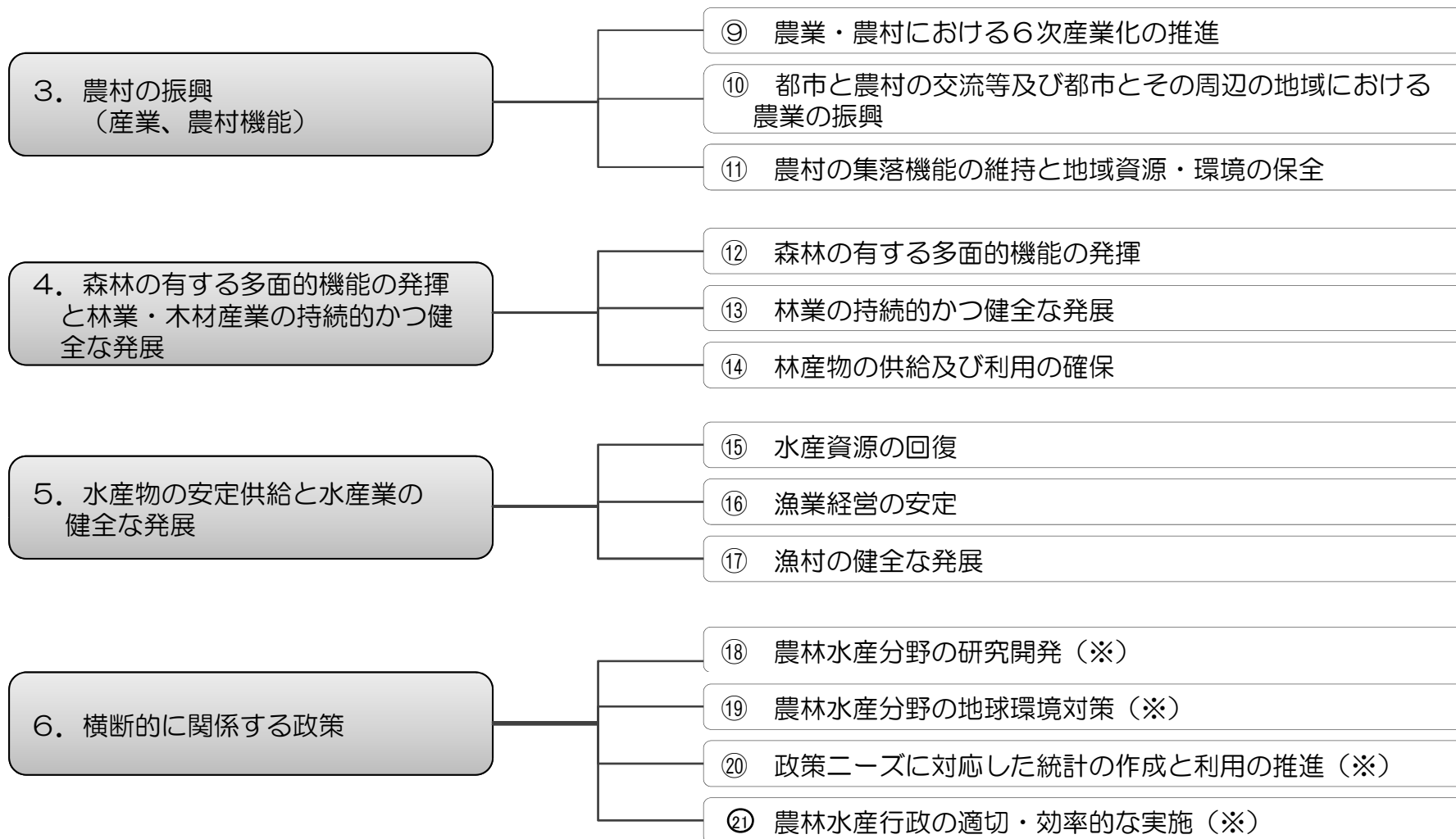
2. 農林水産省の政策評価について

2-1. 政策評価の対象と方法

- 体系的かつ合理的な評価を行うため、個々の政策手段を含めた政策評価体系をあらかじめ明示。
- 一般政策、公共事業、研究開発、税制、規制等を対象に政策評価を実施。

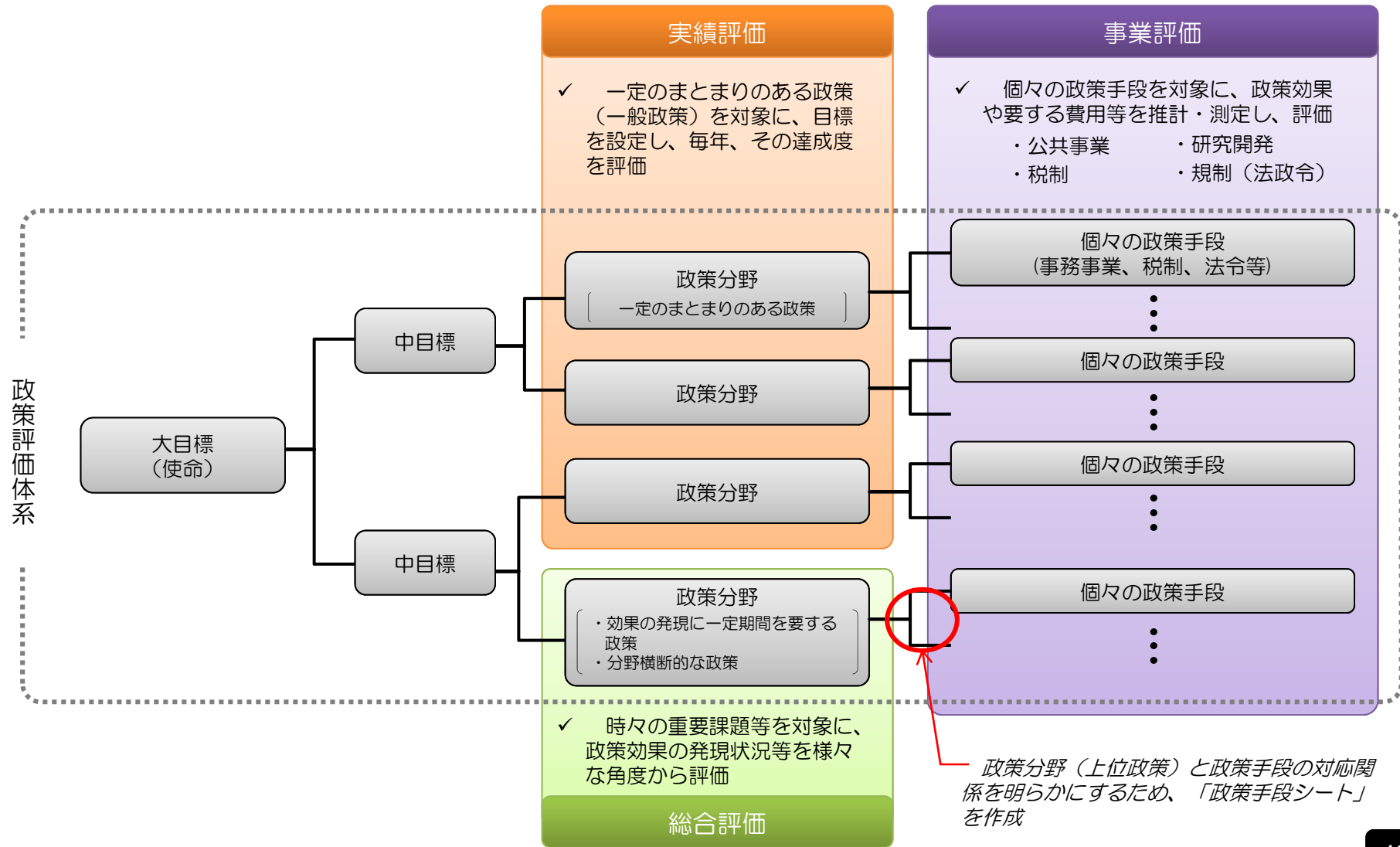
政策評価体系





※：総合評価を行う政策分野

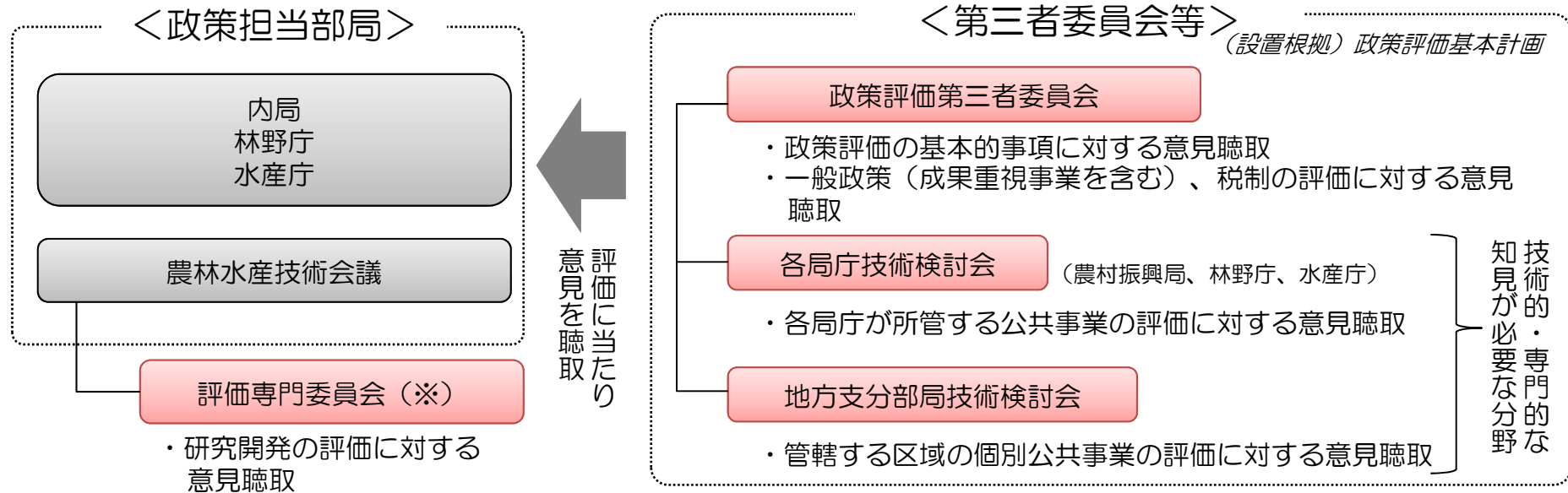
政策評価体系と評価対象・評価方法の関係



2-2. 学識経験を有する者の知見の活用

- 学識経験を有する者の知見を活用するため、政策評価第三者委員会を22年8月に設置。委員は、評価する政策を調査審議した者を選任しない等の基本原則に基づき、選任。
- 公共事業や研究開発の評価に当たっては、政策評価第三者委員会に代えて、技術検討会や農林水産技術会議評価専門委員会において意見を聴取。

政策評価に関する第三者委員会等



※ 評価専門委員会は、「農林水産技術会議令」「農林水産省における研究開発評価に関する指針」に基づき設置

農林水産省政策評価第三者委員会委員

(五十音順、敬称略)

- 阿部 禧一 税理士、阿部禧一税理士事務所 所長
(社) 全国農業経営専門会計人協会 代表理事
- 大熊 久美子 NPO法人 北海道食の自給ネットワーク 事務局長
- 左近靖博 三菱UFJリサーチ&コンサルティング (株)
公共経営・地域政策部 主任研究員
- 新福 秀秋 (有) 新福青果 代表取締役
- 畠山 重篤 牡蠣養殖業、牡蠣の森を慕う会 代表
特定非営利活動法人 森は海の恋人 理事長
- 速水 亨 速水林業 代表
- 福士千恵子 読売新聞東京本社編集局生活情報部 部長
- 堀口 育代 (株) ヘネッセコホレーション
W&F (Women&Family) 事業本部 本部長
- 山本 研 早稲田大学法学学術院 教授

2-3. 24年度予算概算要求等と併せて公表する評価について

評価対象	事前評価	事後評価	
一般政策 成果重視事業	—	実績評価:19件 [・ 政策評価体系上の政策分野 (16) ・ 成果重視事業 (3)]	
公共事業	事業評価:17件 [・ <u>総事業費10億円以上の事業</u> (17)]	事業評価[期中]:12件 [・ <u>10年未了の事業</u> (1) ・ <u>10年を超えて継続する事業</u> (11)]	事業評価[完了後]:12件 [・ <u>総事業費10億円以上の完了した事業</u> (12)]
研究開発	事業評価:4件 [・ <u>総事業費10億円以上の課題</u> (4)]	—	—
税制	事業評価:5件 [・ <u>新規、延長、拡充要望する法人関係税の租税特別措置等</u> (5)]	—	

※1 下線部は、政策評価法及び同法施行令により、一定の要件を満たす場合に評価が義務付けられている政策

※2 成果重視事業は、成果目標 (Plan) - 予算の効率的執行 (Do) - 厳格な評価 (Check) - 予算への反映 (Action) を実現する予算制度改革を定着させるための取組の一つであり、平成18年度予算から創設されたもの

評価方法

<一般政策・成果重視事業>

- 事前に設定した目標値に対する実績値を把握し、達成度を判定。その際、達成度の悪かった指標については、要因分析を併せて実施。
- なお、震災に関連した施策については、実績値を把握していない。また、把握すべきデータの一部が欠ける指標については、達成度の判定及び要因分析を実施していない。
- 成果重視事業（3事業）については、実績評価方式により事後評価を実施。

<公共事業>

- 事業の新規着手に際し、費用対効果分析等により政策効果を定量的に測定・把握。
- 継続中の事業及び完了した事業については、社会経済情勢の変化や費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化等について点検し、改めて政策効果を定量的に測定・把握。

<研究開発>

- 課題の新規着手に際し、社会的・経済的な効果、目標設定、研究計画等の妥当性について把握。

<税制>

- 新規、延長、拡充要望に際し、租税特別措置等の適用数や減収額等を予測・把握するとともに、税収減を是認するような効果をできる限り定量的に把握。
- なお、期限の定めのない措置等に対する事後評価については、23年度は実施していない。